

貸借対照表

(平成16年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
固 定 資 産	822,205	固 定 負 債	361,583
有 形 固 定 資 産	601,674	社 債	218,660
製 造 設 備	117,468	長 期 借 入 金	100,066
供 給 設 備	372,629	退 職 給 付 引 当 金	38,110
業 務 設 備	86,845	ガ ス ホ ル ダ ー 修 繕 引 当 金	1,469
附 帯 事 業 設 備	2,332	そ の 他 固 定 負 債	3,277
休 止 設 備	1,532	流 動 負 債	198,480
建 設 仮 勘 定	20,866	1年以内に期限到来の固定負債	13,978
無 形 固 定 資 産	5,261	買 掛 金	11,356
特 許 権	0	未 払 金	20,702
借 地 権	3,021	未 払 費 用	56,322
そ の 他 無 形 固 定 資 産	2,239	未 払 法 人 税 等	22,752
投 資 そ の 他 の 資 産	215,269	前 受 金	7,155
投 資 有 価 証 券	73,708	預 り 金	1,108
関 係 会 社 投 資	75,461	関 係 会 社 短 期 借 入 金	21,662
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	37,932	関 係 会 社 短 期 債 務	12,863
出 資	198	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	26,000
長 期 前 払 費 用	4,022	そ の 他 流 動 負 債	4,579
繰 延 税 金 資 産	14,384	負 債 合 計	560,064
そ の 他 投 資	10,646		
貸 倒 引 当 金	1,084		
流 動 資 産	155,570		
現 金 及 び 預 金	6,668	資 本 金	132,166
受 取 手 形	1,545	資 本 剰 余 金	19,482
売 掛 金	65,891	資 本 準 備 金	19,482
関 係 会 社 売 掛 金	5,063	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
未 収 入 金	16,170	自 己 株 式 処 分 差 益	0
製 品	84	利 益 剰 余 金	282,269
原 料	10,970	利 益 準 備 金	33,041
貯 蔵 品	8,234	特 定 資 産 買 換 等 圧 縮 積 立 金	224
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	18,239	特 定 ガ ス 導 管 工 事 償 却 準 備 金	1,983
関 係 会 社 短 期 債 権	1,451	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	6,222
繰 延 税 金 資 産	11,624	原 価 変 動 調 整 積 立 金	89,000
そ の 他 流 動 資 産	10,251	別 途 積 立 金	62,000
貸 倒 引 当 金	625	当 期 未 処 分 利 益	89,796
繰 延 資 産	29	株 式 等 評 価 差 額 金	25,228
社 債 発 行 差 金	29	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	25,228
資 産 合 計	977,805	自 己 株 式	41,406
		自 己 株 式	41,406
		資 本 合 計	417,741
		負 債 ・ 資 本 合 計	977,805

(注)1. 重要な会計方針

- 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。
- 有価証券の評価は、次によっております。
子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券
時価のあるもの 時価法
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)
時価のないもの 移動平均法による原価法
- 製品の評価は、総平均法による原価法、原料および貯蔵品の評価は、移動平均法による原価法によっております。
- 重要な引当金の計上は、次によっております。
退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
ガスホルダー修繕引当金
球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、前回の修繕実績額に基づく次回修繕見積額を、次回修繕までの期間に配分計上しております。
- 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,534,104百万円

3. 関係会社投資のうち子会社株式 45,114百万円

4. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務のうち子会社に対するものは、次のとおりであります。
長期金銭債権 62,095百万円
短期金銭債権 24,165百万円 短期金銭債務 34,395百万円

5. ガスホルダー修繕引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

6. 保証債務 7,550百万円
社債および借入金の債務履行引受契約等に係る偶発債務 82,706百万円

7. 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 25,228百万円

損益計算書

(平成15年4月1日から平成16年3月31日まで)

(単位:百万円)

費		用		収		益	
経常損益の部	売上原価	202,805		製品売上	572,127		
	期首たな卸高	86		ガス売上	572,127		
	当期製品製造原価	204,557					
	当期製品仕入高	0					
	当期製品自家使用高	1,754					
	期末たな卸高	84					
	(売上総利益)		(369,321)				
	供給販売費	236,197					
	一般管理費	76,915					
	(事業利益)		(56,208)				
	営業雑費用	129,067		営業雑収益	132,458		
	受注工事費用	33,050		受注工事収益	34,333		
	器具販売費用	96,017		器具販売収益	97,505		
				その他営業雑収益	619		
	附帯事業費用	17,580		附帯事業収益	25,337		
(営業利益)		(67,356)					
営業外損益	営業外費用	10,736		営業外収益	7,759		
	支払利息	1,461		受取利息	452		
	社債利息	3,625		受取配当金	1,070		
	社債発行差金償却	2		賃貸料収入	1,494		
	社債償還損	3,742		投資有価証券売却益	1,509		
	雑支出	1,904		雑収入	3,231		
	(経常利益)		(64,379)				
特別損益の部	特別損失	3,503		特別利益	362		
	固定資産売却損	3,372		固定資産売却益	362		
	固定資産圧縮損	130					
(税引前当期純利益)			(61,238)				
法人税等			17,800				
法人税等調整額			3,962				
当期純利益			39,475				
合計			738,044	合計			738,044
当期純利益			39,475				
前期繰越利益			57,212				
中間配当額			6,890				
当期末処分利益			89,796				

(注)1. 子会社との取引高
 売上高 16,448百万円
 仕入高 67,107百万円
 営業取引以外の取引高 9,072百万円
 2. 1株当たりの当期純利益 17円24銭

利益処分案

当期末処分利益	89,796,620,901円
特定資産買換等圧縮積立金取崩し	7,915,702円
特定ガス導管工事償却準備金取崩し	306,306,919円
海外投資等損失準備金取崩し	4,068,680円
合計	90,114,912,202円

これを次のとおり処分いたします。

利益配当金 (1株につき3円)	6,692,323,683円
取締役賞与金	60,000,000円
次期繰越利益	83,362,588,519円

- (注)1 平成15年11月28日に6,890,691,114円(1株につき3円)の中間配当を実施いたしました。
- 2 特定資産買換等圧縮積立金、特定ガス導管工事償却準備金および海外投資等損失準備金の取崩し額は、租税特別措置法の規定に基づくもの等であり、税効果相当分調整後の金額により表示しております。
- 3 その他資本剰余金の全額は、次期に繰り越すことといたします。

独立監査人の監査報告書

平成16年4月27日

大阪瓦斯株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員 公認会計士 間 処 秀 一 印
 関与社員
 代表社員 公認会計士 園 木 宏 印
 関与社員
 代表社員 公認会計士 北 本 敏 印
 関与社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、大阪瓦斯株式会社の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第186期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)当社の会計監査人である朝日監査法人は、平成16年1月1日にあずさ監査法人を合併し、あずさ監査法人に名称を変更いたしました。

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第186期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

- 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針等に従い、以下のとおり監査を実施いたしました。
- (1) 取締役会その他重要な会議に出席するほか、随時、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社に対しては営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - (2) 会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。
 - (3) 取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成16年4月27日

大阪瓦斯株式会社 監査役会

監 査 役(常勤) 岡 嶋 保 印
 監 査 役(常勤) 日 笠 敬 三 印
 監 査 役 島 田 禮 介 印
 監 査 役 金 森 順 次 郎 印

(注)監査役 島田禮介及び監査役 金森順次郎は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。